

④<<観光>>国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

| | 提案主体の氏名 又は団体名 | 提案名 | 具体的な事業の実施内容 | 事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 | 規制等の 根拠法令等 | 規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容 | 制度の所管・ 関係府省庁 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 | 提案主体からの意見 | 制度の所管・ 関係府省庁 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |
|---|------------------|--|---|---|---------------|---|-----------------|--|---|-----------------|---|
| 1 | 千葉県 | マルチテナント型 物流施設で働く従 業員等の施設所 有者による自家用 有償旅客運送の 緩和 | マルチテナント型物流施設入居事業者の従業員等の送迎を、自家用自動車を用いて無償にて運送を実施したい | 現行法では、マルチテナント型物流施設に入居する事業者の従業員等の一括での自家用運送は、「他人の需要に応じる」や「有償である」という旅客自動車運送事業の規定に抵触する可能性がある。 | 道路運送法第2条第3項 | マルチテナント型物流施設に入居する事業者の従業員等の一括での自家用運送は、「他人の需要に応じる」や「有償である」という旅客自動車運送事業の規定に抵触しないことの明確化又は緩和を図る。 | 国土交通省 | ご提案のように、マルチテナント型物流施設所有者が、当該入居者の従業員等を、所有する自家用自動車を用いて無償で送迎するものであれば、道路運送法上の許可又は登録は不要である。 なお、「無償」とは、当該運送サービスに対する反対給付として、運送の対価を収受しないことをいい、当該運送サービスを提供するに当たって、名目のいかなを問わず、直接たると間接たるとを問わず、また、金銭である他の財物であるとを問わず、何らかの財物を収受する場合は、有償の運送に該当し、道路運送法上の許可又は登録が必要となる。例えば、従業員個々から対価を収受しなくとも、入居企業から運送に係る費用相当分を収受するような場合は、有償の運送に該当する。 | マルチテナント型物流施設の所有者が、自社社員の送迎に合わせ、入居する事業者の従業員等を自家用自動車で、無償で運送する場合においても、旅客自動車運送事業の許可を要するかどうか、回答いただきたい。また、回答で示された「無償」の運送方法については、国土交通省の通知において、旅客自動車運送事業の許可を要しない事例（宿泊施設やデイスサービス等）が一部明確化されているが、マルチテナント型物流施設における自家用自動車による無償運送についても同様に許可を要しないことをご回答いただきたい。なお、仮に、許可を要するのであれば、規制緩和をご検討いただきたい。 | 国土交通省 | ・マルチテナント型物流施設の所有企業（以下「施設所有者」という。）が自ら所有する自家用自動車を用いてテナント企業の従業員をその就労場所である当該マルチテナント型物流施設へと送迎することについては、 ①マルチテナント型物流施設の最寄り駅又はこれに準ずる場所と当該施設との間で行われる運送であること ②テナント企業又はその従業員から送迎固有の対価を収受しないこと ③送迎の利用有無によってテナント企業から収受するテナント料、テナント企業に対するサービス等に差を設けないこと 上記3点に該当すれば、施設所有者の生業（テナント企業に対する物流施設提供サービス）と密接不可分な送迎（したがって、送迎が独立した一つの事業となっておらず、利用者が送迎に係るコストを実質的に負担していない）といえ、有償で行う輸送には該当しないと解することができるため、道路運送法上の許可又は登録を要しない。 ・テナント企業の従業員以外の者（顧客等）の送迎（保育所の児童送迎等）については、送迎の具体的態様（運送主体、運送主体と利用者との関係性、運送主体が収受する財物等の内容等）によって道路運送法上の許可又は登録を要する場合があるため、当該送迎の具体的態様を明らかにして個別に千葉運輸支局に相談されたい。 |